

## 大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成１８年大崎市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第９０条第１項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「日数を定めて」を「出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第１３８条第１項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とする。

第１３８条第２項中「請願を」を「前２項の請願を」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。